

(19) 日本国特許庁(JP)

再公表特許(A1)

(11) 国際公開番号

W02007/105708

発行日 平成21年7月30日 (2009. 7. 30)

(43) 国際公開日 平成19年9月20日 (2007. 9. 20)

(51) Int. Cl. F I テーマコード (参考)
C03C 23/00 (2006.01) C O 3 C 23/00 D 4 G O 5 9

審査請求 未請求 予備審査請求 有 (全 29 頁)

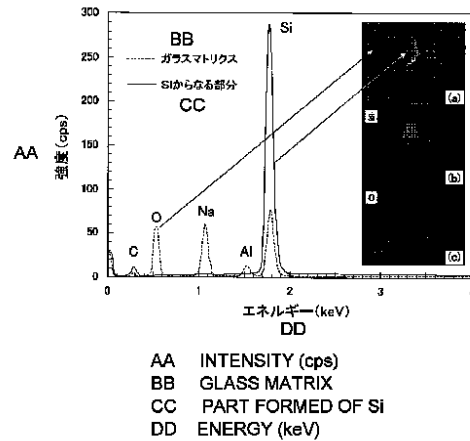
出願番号	特願2008-505152 (P2008-505152)	(71) 出願人	504132272 国立大学法人京都大学 京都府京都市左京区吉田本町36番地1
(21) 国際出願番号	PCT/JP2007/054904	(74) 代理人	100107641 弁理士 鎌田 耕一
(22) 国際出願日	平成19年3月13日 (2007. 3. 13)	(72) 発明者	三浦 清貴 京都府京都市西京区京都大学桂国立大学法人京都大学大学院工学研究科内
(31) 優先権主張番号	特願2006-68380 (P2006-68380)	(72) 発明者	下間 靖彦 京都府京都市西京区京都大学桂国立大学法人京都大学大学院工学研究科内
(32) 優先日	平成18年3月13日 (2006. 3. 13)	(72) 発明者	藤田 晃司 京都府京都市西京区京都大学桂国立大学法人京都大学大学院工学研究科内
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 網目形成体が内部に析出したガラスとその製造方法

(57) 【要約】

Si などの網目形成体である元素が内部に析出したガラスとその製造方法とを提供する。網目形成体である元素、具体的にはSi や Ge など、の微粒子が内部に分散して析出したガラスとその製造方法とを提供する。網目形成体である第1の元素と第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素とを含み、かつ、含まれる酸素が化学量論比未満のガラスにレーザを照射して、ガラスの内部に第1の元素を析出させる。網目形成体である第1の元素と第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素とを含み、かつ、含まれる酸素が化学量論比未満のガラスを熱処理することにより、第1の元素の微粒子をガラスの内部に分散して析出させる。



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

網目形成体である第 1 の元素が内部に析出したガラスの製造方法であって、前記第 1 の元素と、前記第 1 の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素とを含み、かつ、含まれる酸素が化学量論比未満のガラスに、レーザを照射して、前記ガラスの内部に前記第 1 の元素を析出させる、ガラスの製造方法。

【請求項 2】

前記レーザが、フェムト秒レーザである請求項 1 に記載のガラスの製造方法。

【請求項 3】

繰り返し周波数が異なる 2 種以上のレーザを前記ガラスに照射する、請求項 2 に記載のガラスの製造方法。 10

【請求項 4】

前記ガラスの内部に焦点が位置するように前記レーザを照射して、前記ガラスにおける前記焦点近傍に前記第 1 の元素を析出させる請求項 1 に記載のガラスの製造方法。

【請求項 5】

前記第 1 の元素が、S i および G e から選ばれる少なくとも 1 種である請求項 1 に記載のガラスの製造方法。

【請求項 6】

前記第 1 の元素が、S i である請求項 1 に記載のガラスの製造方法。

【請求項 7】

前記第 2 の元素が、A l、T i および Z n から選ばれる少なくとも 1 種である請求項 1 に記載のガラスの製造方法。 20

【請求項 8】

前記第 2 の元素が、A l である請求項 1 に記載のガラスの製造方法。

【請求項 9】

前記ガラスにおける前記第 2 の元素の含有率が、酸化物換算で、1 モル%以上 30 モル%以下である請求項 1 に記載のガラスの製造方法。

【請求項 10】

前記ガラスが、アルカリ金属元素およびアルカリ土類金属元素から選ばれる少なくとも 1 種をさらに含む請求項 1 に記載のガラスの製造方法。 30

【請求項 11】

前記レーザを照射するガラスを、前記第 1 の元素の化合物と、前記第 2 の元素の単体、または、含まれる酸素が化学量論比未満である前記第 2 の元素の化合物と、を含む原料を熔融して形成する、請求項 1 に記載のガラスの製造方法。

【請求項 12】

前記レーザの照射により前記第 1 の元素を析出させたガラスを、さらに熱処理する、請求項 1 に記載のガラスの製造方法。

【請求項 13】

前記熱処理の温度が、前記ガラスのガラス転移温度 (T g) 以上結晶化温度 (T c) 以下である請求項 12 に記載のガラスの製造方法。 40

【請求項 14】

網目形成体である第 1 の元素が内部に析出したガラスの製造方法であって、前記第 1 の元素の化合物と、前記第 1 の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素の単体、または、含まれる酸素が化学量論比未満である前記第 2 の元素の化合物と、を含む原料を熔融してガラスを形成し、前記形成したガラスにレーザを照射して、前記ガラスの内部に前記第 1 の元素を析出させる、ガラスの製造方法。

【請求項 15】

網目形成体である第 1 の元素と、前記第 1 の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素とを含み、レーザの照射により前記第 1 の元素が内部に析出したガラス。 50

- 【請求項 16】
網目形成体である第 1 の元素と、前記第 1 の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素とを含み、
前記第 1 の元素の微粒子が、内部に分散して析出したガラス。
- 【請求項 17】
前記第 1 の元素が、S i および G e から選ばれる少なくとも 1 種である請求項 16 に記載のガラス。
- 【請求項 18】
前記第 2 の元素が、A l、T i および Z n から選ばれる少なくとも 1 種である請求項 16 に記載のガラス。 10
- 【請求項 19】
前記第 2 の元素が、A l である請求項 16 に記載のガラス。
- 【請求項 20】
前記ガラスにおける前記第 2 の元素の含有率が、酸化物換算で、1 モル % 以上 30 モル % 以下である請求項 16 に記載のガラス。
- 【請求項 21】
前記ガラスが、アルカリ金属元素およびアルカリ土類金属元素から選ばれる少なくとも 1 種をさらに含む請求項 16 に記載のガラス。
- 【請求項 22】
紫外線の照射により発光する請求項 16 に記載のガラス。 20
- 【請求項 23】
前記発光した光のスペクトルにおけるピーク波長が可視光域にある請求項 22 に記載のガラス。
- 【請求項 24】
網目形成体である第 1 の元素と、前記第 1 の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素とを含み、
紫外線の照射により、単体である前記第 1 の元素に由来する発光が測定されるガラス。
- 【請求項 25】
前記第 1 の元素が、S i および G e から選ばれる少なくとも 1 種である請求項 24 に記載のガラス。 30
- 【請求項 26】
前記第 2 の元素が、A l、T i および Z n から選ばれる少なくとも 1 種である請求項 24 に記載のガラス。
- 【請求項 27】
前記第 2 の元素が、A l である請求項 24 に記載のガラス。
- 【請求項 28】
前記ガラスにおける前記第 2 の元素の含有率が、酸化物換算で、1 モル % 以上 30 モル % 以下である請求項 24 に記載のガラス。
- 【請求項 29】
前記ガラスが、アルカリ金属元素およびアルカリ土類金属元素から選ばれる少なくとも 1 種をさらに含む請求項 24 に記載のガラス。 40
- 【請求項 30】
前記発光した光のスペクトルにおけるピーク波長が可視光域にある請求項 24 に記載のガラス。
- 【請求項 31】
請求項 16 に記載のガラスを製造する製造方法であって、
網目形成体である第 1 の元素と、前記第 1 の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素とを含み、かつ、含まれる酸素が化学量論比未満のガラスを熱処理することにより、
前記第 1 の元素の微粒子を前記ガラスの内部に分散して析出させる、ガラスの製造方法 50

。

【請求項 3 2】

前記熱処理の温度が、前記ガラスのガラス転移温度 (T g) 以上結晶化温度 (T c) 以下である請求項 3 1 に記載のガラスの製造方法。

【請求項 3 3】

前記熱処理するガラスを、前記第 1 の元素の化合物と、前記第 2 の元素の単体、または、含まれる酸素が化学量論比よりも少ない前記第 2 の元素の化合物と、を含む原料を熔融して形成する、請求項 3 1 に記載のガラスの製造方法。

【請求項 3 4】

請求項 1 6 に記載のガラスを製造する製造方法であって、

10

網目形成体である第 1 の元素の化合物と、前記第 1 の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素の単体、または、含まれる酸素が化学量論比未満である前記第 2 の元素の化合物と、を含む原料を熔融してガラスを形成し、

前記形成したガラスを熱処理することにより、前記ガラスの内部に前記第 1 の元素の微粒子を分散して析出させる、ガラスの製造方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、網目形成体である元素、例えば S i や G e 、 が内部に析出したガラスとその製造方法に関する。

20

【背景技術】

【0002】

近年、ガラスの内部に微細構造を形成して、光学デバイス、電子デバイスなどの各種のデバイスとする技術が注目されている。例えば、レーザ、電子ビーム、イオンビームなどをシリカガラスに照射して、S i と O (酸素) との結合を切断し、通常よりも酸素が少ない領域を当該ガラスの内部に形成できることが知られている。レーザとしては、高いピーク強度およびフォトン (光子) 密度を実現でき、ガラスに対して複数のフォトンを相互作用させる、いわゆる「多光子過程」の実現が可能であることから、通常、フェムト秒レーザが用いられる。フェムト秒レーザは、また、その照射の焦点 (集光点) 以外の部分ではガラスの構造にほとんど影響を与えないため、上記各種のデバイスの形成に適すると考えられている。

30

【0003】

例えば、特開 2 0 0 5 - 1 2 7 9 2 4 号公報には、「フェムト秒レーザ照射によって照射領域での酸素の枯渇が進行すると、石英ガラス (シリカガラス) 中にシリコン結晶を析出させることが知られている」と記載されている (段落 [0 0 1 7]) 。

【0004】

一方、S i や G e などからなる微粒子が、紫外線の照射により可視光域に蛍光を発することが知られており (例えば、V. Narayanan and R. K. Thareja, Modern Physics Letters B, 17, 3, 121-129 (2003) を参照) 、例えば、これらの微粒子が分散したガラスは、発光材料などへの応用が考えられる。

40

【0005】

しかし、本発明者らの検討によると、シリカガラスにフェムト秒レーザを照射するだけでは、レーザの焦点近傍に通常よりも酸素が少ない領域は形成されるものの、ガラスの内部に S i を析出できない。

【発明の開示】

【0006】

そこで本発明は、S i などの網目形成体 (Network Former) である元素が内部に析出したガラスと、その製造方法とを提供することを第 1 の目的とする。

【0007】

一方、上述したように、S i や G e などからなる微粒子が内部に分散したガラスは、発

50

光材料などへの応用が期待される。しかし、これまで、このような構造を有するガラスは製造できなかつた。SiやGeの微粒子をガラス原料に混合したとしても、当該微粒子は、ガラスの製造時に他の原料成分とともに熔けてしまう。

【0008】

そこで本発明は、網目形成体である元素、具体的にはSiやGeなど、の微粒子が内部に分散して析出したガラスと、その製造方法とを提供することを第2の目的とする。

【0009】

本発明のガラスの製造方法(第1の製造方法)は、網目形成体である第1の元素が内部に析出したガラス(ガラスA-2)の製造方法である。第1の製造方法では、前記第1の元素と、前記第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素とを含み、かつ、含まれる酸素が化学量論比未満のガラス(ガラスA-1)に、レーザを照射して、前記ガラスA-1の内部に前記第1の元素を析出させて、前記ガラスA-2を得る。

10

【0010】

第1の製造方法では、前記レーザの照射により前記第1の元素を析出させたガラスを、さらに熱処理してもよい。

【0011】

本発明のガラス(第1のガラス)は、網目形成体である第1の元素と、前記第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素とを含み、レーザの照射により前記第1の元素が内部に析出したガラスである。

【0012】

本発明のガラス(第2のガラス:ガラスB-2)は、網目形成体である第1の元素と、前記第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素とを含み、前記第1の元素の微粒子が内部に分散して析出したガラスである。

20

【0013】

本発明のガラスB-2を別の側面から表現すると、本発明のガラスB-2は、網目形成体である第1の元素と、前記第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素とを含み、紫外線の照射により、単体である前記第1の元素に由来する発光が測定されるガラスであるともいえる。

【0014】

本発明のガラスの製造方法(第2の製造方法)は、上記本発明のガラスB-2の製造方法である。第2の製造方法では、網目形成体である第1の元素と、前記第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素とを含み、かつ、含まれる酸素が化学量論比未満のガラス(ガラスB-1)を熱処理することにより、前記第1の元素の微粒子を前記ガラスB-1の内部に分散して析出させて、前記ガラスB-2を得る。

30

【0015】

ガラスが化学量論比を満たす酸素を含む場合、当該ガラスに含まれる全カチオン(網目形成体、中間体、網目修飾体)の平均価数を n とすると、一般に、当該ガラスは式 $MO_{n/2}$ (M:カチオン、O:酸素)と記述できる。同様に、含まれる酸素が化学量論比未満のガラスは、式 MO_x ($0 < x < n/2$)と記述できる。ここで平均価数 n は、ガラス中で各カチオンがとる価数(例えば、Siは4、Alは3、Caは2、Naは1)を、ガラス中の当該カチオンのモル数により重み付けした加重平均値である。

40

【0016】

本発明の第1の製造方法では、析出させる第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素を含み、かつ、含まれる酸素が化学量論比未満のガラスA-1にレーザを照射している。標準酸化還元電位が負に大きい元素ほど酸素と結合しやすいため、第2の元素は第1の元素よりも酸素と結合しやすい。また、ガラスA-1は、通常のガラスよりも酸素が少ない状態にある。このように本発明の第1の製造方法では、単にレーザを照射するのではなく、酸素と結合しやすい第2の元素をガラスに含ませるとともに、ガラスを酸素不足の状態とすることにより、レーザの照射による第1の元素と酸素との結合の切断を促進でき、第1の元素をガラスの内部に析出できる。

50

【 0 0 1 7 】

本発明の第2の製造方法では、析出させる第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素を含み、かつ、含まれる酸素が化学量論比未満のガラスB-1を熱処理している。標準酸化還元電位が負に大きい元素ほど酸素と結合しやすいため、第2の元素は第1の元素よりも酸素と結合しやすい。また、ガラスB-1は、通常のガラスよりも酸素が少ない状態にある。このように本発明の第2の製造方法では、単に熱処理するのではなく、酸素と結合しやすい第2の元素をガラスに含ませるとともに、ガラスを酸素不足の状態とすることにより、熱処理による第1の元素と酸素との結合の切断を促進でき、第1の元素の微粒子をガラスの内部に分散して析出できる。

【 図面の簡単な説明 】

10

【 0 0 1 8 】

【 図 1 】 図 1 は、実施例において、本発明の製造方法により形成したガラスの構造を説明するための図である。

【 図 2 】 図 2 は、実施例において、本発明の製造方法により形成したガラスの構造を説明するための図である。

【 図 3 】 図 3 は、実施例において形成した本発明の第2のガラスの光吸収スペクトルおよび発光スペクトルを示す図である。

【 発明を実施するための最良の形態 】

【 0 0 1 9 】

以下、本明細書では、ガラスの組成を、各カチオンが化学量論比の酸化物としてガラス中に存在するものとして記述する。例えば、Al酸化物は、酸素が化学量論比未満であるとする本来 AlO_x ($0 < x < 3/2$) として表記すべきであるが、以下では、便宜上、化学量論比の酸素と結合しているものとして、即ち Al_2O_3 として、記述する。

20

【 0 0 2 0 】

第1の製造方法について、より詳細に説明する。

【 0 0 2 1 】

ガラスA-1に照射するレーザーは、高いピーク強度を有し、上述した多光子過程を実現できることで、第1の元素と酸素との結合の切断を促進できることから、フェムト秒レーザーが好ましい。ここでフェムト秒レーザーとは、パルス幅がフェムト秒 ($10^{-13} \sim 10^{-15}$ 秒) であるパルスレーザーである。

30

【 0 0 2 2 】

ガラスA-1に照射するフェムト秒レーザーの波長は、通常、200~1600nm程度であればよい。当該波長が短い方が第1の元素と酸素との結合の切断をより促進できるが、当該波長が過度に短くなると、レーザーをガラスの内部へ浸透させることが難しくなったり、ガラスA-1の内部におけるレーザーの焦点(集光点)以外の部分においても第1の元素と酸素との結合の切断が促進されたりするため、微細構造を有するデバイスの形成が困難となる。

【 0 0 2 3 】

フェムト秒レーザーの発振源は特に限定されないが、例えば、フェムト秒レーザーとして一般的であるチタンサファイアレーザーであればよい。

40

【 0 0 2 4 】

フェムト秒レーザーを用いる場合、繰り返し周波数が異なる2種以上のレーザーをガラスA-1に照射してもよく、例えば、相対的に小さい繰り返し周波数を有する第1のフェムト秒レーザーと、相対的に大きい繰り返し周波数を有する第2のフェムト秒レーザーとをガラスA-1に照射してもよい。この場合、双方の繰り返し周波数を適切に設定することで、例えば、第1のレーザーにより第1の元素と酸素との結合を切断して第1の元素を析出させ、第2のレーザーにより、先のレーザー照射において析出した第1の元素を凝集できる。上記2種以上のレーザーは、同時に照射してもよいし、照射タイミングを互いにずらして照射してもよい。

【 0 0 2 5 】

50

ガラス A - 1 に照射するフェムト秒レーザの出力は特に限定されないが、例えば、繰り返し周波数が 200 kHz である場合には、通常、0.05 μ J 以上程度、繰り返し周波数が 1 kHz である場合には、通常、0.1 μ J ~ 1 mJ 程度であればよい。

【0026】

ガラス A - 1 に照射するフェムト秒レーザの波長や繰り返し周波数、出力などは、第 1 の元素の種類などに応じて任意に設定すればよい。繰り返し周波数が異なる 2 種類以上のレーザを照射する場合だけではなく、1 種類のレーザを照射する場合においても同様である。

【0027】

本発明の第 1 の製造方法では、ガラス A - 1 の内部に焦点が位置するようにレーザを照射して、ガラス A - 1 における上記焦点近傍に第 1 の元素を析出させてもよい。この場合、焦点を移動させながらガラス A - 1 にレーザを照射すれば、ガラス A - 1 の内部に、析出した第 1 の元素からなる周期構造や線路を形成でき、析出した第 1 の元素からなる回路を形成することも可能である。

10

【0028】

ガラス A - 1 に照射するレーザの光学系は、一般的なレーザ光学系を応用すればよい。

【0029】

光学系が対物レンズを備える場合、対物レンズの開口数 (NA) を調整することで、ガラス A - 1 の内部における第 1 の元素が析出する領域のサイズを制御できる。より具体的には、NA の値を小さくすることにより、上記領域のサイズを大きくできる。

20

【0030】

ガラス A - 1 が含む第 1 の元素は、ガラスの網目形成体である限り特に限定されず、例えば、Si および Ge から選ばれる少なくとも 1 種であればよい。

【0031】

Si または Ge とドープ元素とを組み合わせることにより、n 形または p 形の半導体を形成できる。このため、第 1 の元素が Si および Ge から選ばれる少なくとも 1 種である場合、ガラスの内部に半導体素子や半導体回路を形成できる。ガラスの内部に p 形半導体または n 形半導体を形成するために、例えば、析出させた Si または Ge の凝集体中にキャリアが生成するように、ドープ元素 (例えば、As、Ga、P など) を予めさらに含ませたガラス A - 1 を用いてもよい。

30

【0032】

第 1 の元素としては、ガラスになりうる組成の幅が広く、また、形成できるデバイスの範囲が広い、より具体的には、半導体デバイスを構成する物質として一般的である、ことから Si が好ましい。

【0033】

第 1 の元素が Si である場合、ガラス A - 2 は、網目組成体である Si と、Si よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素とを含み、レーザの照射により Si が内部に析出したガラスであるともいえる。また、Si の析出の状態によっては、網目形成体である Si と、Si よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素とを含み、Si の凝集体が内部に析出したガラスであるともいえる。

40

【0034】

同様に、第 1 の元素が Ge である場合、ガラス A - 2 は、網目形成体である Ge と、Ge よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素とを含み、レーザの照射により Ge が内部に析出したガラスであるともいえる。また、Ge の析出の状態によっては、網目形成体である Ge と、Ge よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素とを含み、Ge の凝集体が内部に析出したガラスであるともいえる。

【0035】

第 2 の元素は、上記第 1 の元素よりも標準酸化還元電位 (標準電極電位 E^0) が負に大きい限り特に限定されず、例えば、Al、Ti および Zn から選ばれる少なくとも 1 種であればよい。

50

【0036】

上記3つの元素の中で標準酸化還元電位が最も負に大きく（即ち、酸素との結合性が最も大きく）、第1の元素と酸素との結合の切断をより促進できることから、第2の元素はAlが好ましい。なお、標準酸化還元電位が最も負に大きいとは、標準酸化還元電位が最も小さいともいえる。

【0037】

ガラスA-1における第2の元素の含有率は特に限定されないが、例えば、酸化物換算で、1モル%以上30モル%以下であればよく、5モル%以上18モル%以下が好ましい。

【0038】

第1の元素と第2の元素との組み合わせは特に限定されないが、第1の元素がSiであり、第2の元素がAlであることが好ましい。なお、この場合、ガラスA-1およびレーザ照射後のガラスA-2は、いわゆるアルミノシリケートガラスとなる。

【0039】

ガラスA-1の組成は、第1の元素および第2の元素を含む限り特に限定されない。例えば、第1の元素がSiであり、第2の元素がAlである場合、モル%で表示して、実質的に、 70 SiO_2 99、 $1 \text{ Al}_2\text{O}_3$ 30からなってもよく、 82 SiO_2 99、 $1 \text{ Al}_2\text{O}_3$ 18からなることが好ましい。なお、「実質的に」とは、ガラスA-1に、ガラス原料起源の不純物などの微量成分が、0.1モル%未満の範囲で含まれてもよい趣旨である。

【0040】

ガラスA-1は、アルカリ金属元素およびアルカリ土類金属元素から選ばれる少なくとも1種をさらに含んでいてもよい。

【0041】

アルカリ金属元素は、ガラスの熔融粘度を低下させる作用を有する。アルカリ土類金属元素は、ガラスの熔融粘度を低下させる作用を有する他、ガラスA-1の強度や耐水性などの特性を向上させる作用を有する。

【0042】

アルカリ金属元素は、例えば、Li、NaおよびKから選ばれる少なくとも1種であればよく、Naが特に好ましい。

【0043】

アルカリ土類金属元素は、例えば、Mg、Ca、SrおよびBaから選ばれる少なくとも1種であればよく、Caが特に好ましい。

【0044】

ガラスA-1がアルカリ金属元素を含む場合、ガラスA-1におけるアルカリ金属元素の含有率は、通常、酸化物換算で60モル%以下である。当該含有率が過度に大きくなると、ガラスA-1の失透温度が低下する。

【0045】

例えば、ガラスA-1が、第1の元素としてSiを含み、第2の元素としてAlを含み、アルカリ金属元素としてNaを含む場合、ガラスA-1の組成は、例えば、モル%で表示して、実質的に、 $10 \text{ SiO}_2 < 99$ 、 $1 \text{ Al}_2\text{O}_3$ 30、 $0 < \text{Na}_2\text{O}$ 60からなればよい。

【0046】

ガラスA-1がアルカリ土類金属元素を含む場合、ガラスA-1におけるアルカリ土類金属元素の含有率は、通常、酸化物換算で60モル%以下である。当該含有率が過度に大きくなると、ガラスA-1の失透温度が低下する。

【0047】

レーザの照射により第1の元素が析出したガラスA-2の組成は、第1の元素が析出した部分を除き、基本的にレーザ照射前のガラスA-1の組成と同様である。

【0048】

10

20

30

40

50

レーザを照射するガラスA - 1の形成方法は特に限定されず、例えば、第1の元素の化合物と、第2の元素の単体、または、含まれる酸素が化学量論比未満である第2の元素の化合物と、を含む原料（ガラス原料）を熔融して形成すればよい。

【0049】

ガラスA - 1に含まれる酸素の量をより低減でき、第1の元素と酸素との結合の切断をより促進できることから、第1の元素の化合物と第2の元素の単体とを含む原料を熔融して、ガラスA - 1を形成することが好ましい。

【0050】

本発明は、網目形成体である第1の元素の化合物と、第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素の単体、または、含まれる酸素が化学量論比未満である第2の元素の化合物とを含む原料を熔融してガラスA - 1を形成し、形成したガラスA - 1にレーザを照射して、ガラスの内部に第1の元素を析出させる方法としても実施できる。

10

【0051】

上記第1の元素の化合物は特に限定されないが、第1の元素がSiである場合、例えば、SiO₂であればよい。

【0052】

上記酸素が化学量論比未満である第2の元素の化合物は特に限定されないが、第2の元素がAlである場合、例えば、式AlO_x（0 < x < 3 / 2）で示されるAlの不定比酸化物であればよい。

【0053】

上記第2の元素の単体は、第2の元素がAlである場合、例えば、Al粒子（金属Al粒子）であればよい。

20

【0054】

上記熔融する原料は、必要に応じ、アルカリ金属元素の化合物およびアルカリ土類金属元素の化合物から選ばれる少なくとも1種を含んでいてもよく、この場合、原料の熔融粘度を低減できる。

【0055】

上記原料の熔融は、大気中で行ってもよいし、還元雰囲気下で行ってもよい。例えば、ガラスA - 1が、第2の元素の含有率（酸化物換算）が比較的少ない組成を有する場合などには、より確実に第1の元素を析出させるために、還元雰囲気下で原料を熔融してもよい。還元雰囲気は、例えば、酸素を含まない雰囲気であればよい。

30

【0056】

本発明の第1の製造方法では、レーザの照射により第1の元素を析出させたガラスを、さらに熱処理してもよい。熱処理により、ガラス内部に析出した第1の元素を凝集できる他、熱処理前に既に第1の元素の凝集体が析出されている場合には、当該凝集体のサイズをより大きくできる。換言すれば、熱処理により、ガラス内部に析出する第1の元素の凝集体のサイズを制御できる。

【0057】

熱処理の温度は、ガラス内部に析出する上記凝集体のサイズなどに応じて適宜設定すればよいが、通常、ガラスA - 1のガラス転移温度（T_g）以上結晶化温度（T_c）以下であればよい。

40

【0058】

熱処理の方法は特に限定されず、例えば、熱処理温度に保持した電気炉などの加熱炉内に、レーザを照射したガラスを収容し、所定の時間保持すればよい。

【0059】

本発明の第1の製造方法によって得たガラスA - 2は、ガラスの内部に第1の元素が析出した構造を有し、製造方法によっては、ガラスの内部に第1の元素の凝集体が析出した構造を有する。凝集体の具体的な構造は特に限定されないが、製造方法によっては、結晶性を有する凝集体、例えば、結晶性Siをガラスの内部に析出できる。

【0060】

50

例えば、第1の元素がSiである場合、 SiO_2 としての屈折率はおよそ1.5であり、Siの屈折率はおよそ3.4である。即ち、ガラスの内部に第1の元素としてSiを析出させることにより、ガラスの内部に周囲よりも屈折率が高い部分を形成できる。このような部分は、その形状などによっては光導波路としての応用が可能である。

【0061】

その他、ガラスA-1の組成や第1の元素の析出の状態によっては、半導体素子、半導体回路、フォトニック結晶などの各種デバイスが形成されたガラスA-2を形成できる。

【0062】

本発明の第2のガラスおよび第2の製造方法について、以下に詳細を説明する。

【0063】

本発明のガラスB-2は、網目形成体である第1の元素と、第1の元素よりも標準酸化還元電位が高い第2の元素とを含み、第1の元素の微粒子が内部に分散して析出した構造を有する。

【0064】

ガラスB-2は、様々な応用が期待される。

【0065】

例えば、第1の元素がSiおよびGeから選ばれる少なくとも1種である場合、即ち、ガラスB-2がSiの微粒子およびGeの微粒子から選ばれる少なくとも1種を分散した状態で含む場合、紫外線の照射により発光するガラスとすることができる。このようなガラスB-2は、例えば、発光材料としての応用が可能である。

【0066】

また実施例に詳細を説明するが、Si微粒子を分散して含むガラス、および、Ge微粒子を分散して含むガラスは、紫外線の照射により発光した光のスペクトルにおけるピーク波長を可視光域とすることができる。また、Si微粒子を含む場合、および、Ge微粒子を含む場合のそれぞれで発光スペクトルのピーク位置が異なるため、ガラスB-2におけるSi微粒子とGe微粒子との析出比を調整することで、紫外線の照射によるガラスB-2の発光スペクトルを制御でき、例えば、紫外線の照射により白色光を発光するガラスB-2とすることも可能である。Si微粒子とGe微粒子との析出比は、ガラスB-1の組成、より具体的には、ガラスB-1に含まれる SiO_2 と GeO_2 とのモル比を調整することで制御できる。

【0067】

本発明のガラスB-2の組成は、第1の元素が析出した部分を除き、基本的に熱処理前のガラスB-1の組成と同様である。

【0068】

本発明の第2の製造方法では、ガラスB-1を熱処理する温度は、通常、ガラスB-1のガラス転移温度(T_g)以上結晶化温度(T_c)以下であればよい。

【0069】

熱処理の方法は特に限定されず、例えば、熱処理温度に保持した電気炉などの加熱炉内にガラスB-1を収容し、所定の時間保持すればよい。

【0070】

ガラスB-1が含む第1の元素は、ガラスの網目形成体である限り特に限定されず、例えば、SiおよびGeから選ばれる少なくとも1種であればよい。上述したように、ガラスB-1に含まれる SiO_2 と GeO_2 とのモル比を調整することで、熱処理後のガラスB-2におけるSi微粒子とGe微粒子との析出比を制御できる。

【0071】

ガラスB-1が含む第2の元素は、上記第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい限り特に限定されず、例えば、Al、TiおよびZnから選ばれる少なくとも1種であればよい。

【0072】

上記3つの元素の中で標準酸化還元電位が最も負に大きく(即ち、酸素との結合性が最

10

20

30

40

50

も大きく)、第1の元素と酸素との結合の切断をより促進できることから、第2の元素はAlが好ましい。なお、標準酸化還元電位が最も負に大きいとは、標準酸化還元電位が最も小さいともいえる。

【0073】

ガラスB-1における第2の元素の含有率は特に限定されないが、例えば、酸化物換算で、1モル%以上30モル%以下であればよく、5モル%以上18モル%以下が好ましい。

【0074】

ガラスB-1の組成は、第1の元素および第2の元素を含む限り特に限定されない。

【0075】

例えば、第1の元素がSiであり、第2の元素がAlである場合、モル%で表示して、実質的に、 70 SiO_2 、 $99.1 \text{ Al}_2\text{O}_3$ 、 30 からなってもよく、 82 SiO_2 、 $99.1 \text{ Al}_2\text{O}_3$ 、 18 からなることが好ましい。なお、「実質的に」とは、ガラスB-1に、ガラス原料起源の不純物などの微量成分が、0.1モル%未満の範囲で含まれてもよい趣旨である。

【0076】

また例えば、第1の元素がGe、第2の元素がAlである場合、モル%で表示して、実質的に、 70 GeO_2 、 $99.1 \text{ Al}_2\text{O}_3$ 、 30 からなってもよく、 82 GeO_2 、 $99.1 \text{ Al}_2\text{O}_3$ 、 18 からなることが好ましい。

【0077】

ガラスB-1がSiおよびGeの双方を含む場合、ガラスB-1は、モル%で表示して、実質的に、 $70 \text{ SiO}_2 + \text{GeO}_2$ 、 $99.1 \text{ Al}_2\text{O}_3$ 、 30 からなってもよく、 $82 \text{ SiO}_2 + \text{GeO}_2$ 、 $99.1 \text{ Al}_2\text{O}_3$ 、 18 からなることが好ましい。

【0078】

ガラスB-1は、アルカリ金属元素およびアルカリ土類金属元素から選ばれる少なくとも1種をさらに含んでもよい。

【0079】

アルカリ金属元素は、熔融粘度を低下させる作用を有する。アルカリ土類金属元素は、アルカリ金属元素と同様に熔融粘度を低下させる作用を有する他、ガラスB-1の強度や耐水性などの特性を向上させる作用を有する。

【0080】

アルカリ金属元素は、例えば、Li、NaおよびKから選ばれる少なくとも1種であればよく、Naが特に好ましい。

【0081】

アルカリ土類金属元素は、例えば、Mg、Ca、SrおよびBaから選ばれる少なくとも1種であればよく、Caが特に好ましい。

【0082】

ガラスB-1がアルカリ金属元素を含む場合、ガラスB-1におけるアルカリ金属元素の含有率は、通常、酸化物換算で60モル%以下である。当該含有率が過度に大きくなると、ガラスB-1の失透温度が低下する。

【0083】

例えば、ガラスB-1が、第1の元素としてSiを含み、第2の元素としてAlを含み、アルカリ金属元素としてNaを含む場合、ガラスB-1の組成は、例えば、モル%で表示して、実質的に、 $10 \text{ SiO}_2 < 99.1 \text{ Al}_2\text{O}_3$ 、 30 、 $0 < \text{Na}_2\text{O}$ 、 60 からなればよい。

【0084】

例えば、ガラスB-1が、第1の元素としてGeを含み、第2の元素としてAlを含み、アルカリ金属元素としてNaを含む場合、ガラスB-1の組成は、例えば、モル%で表示して、実質的に、 $10 \text{ GeO}_2 < 99.1 \text{ Al}_2\text{O}_3$ 、 30 、 $0 < \text{Na}_2\text{O}$ 、 60 からなればよい。

10

20

30

40

50

【0085】

例えば、ガラスB-1が、第1の元素としてSiおよびGeの双方を含み、第2の元素としてAlを含み、アルカリ金属元素としてNaを含む場合、ガラスB-1の組成は、例えば、モル%で表示して、実質的に、 $10 \text{ SiO}_2 + \text{GeO}_2 < 99$ 、 $1 \text{ Al}_2\text{O}_3$ 、 $0 < \text{Na}_2\text{O} < 60$ からなればよい。

【0086】

ガラスB-1がアルカリ土類金属元素を含む場合、ガラスB-1におけるアルカリ土類金属元素の含有率は、通常、酸化物換算で60モル%以下である。当該含有率が過度に大きくなると、ガラスB-1の失透温度が低下する。

【0087】

熱処理するガラスB-1の形成方法は特に限定されず、例えば、第1の元素の化合物と、第2の元素の単体、または、含まれる酸素が化学量論比未満である第2の元素の化合物と、を含む原料（ガラス原料）を熔融して形成すればよい。

【0088】

ガラスB-1に含まれる酸素の量をより低減でき、第1の元素と酸素との結合の切断をより促進できることから、第1の元素の化合物と第2の元素の単体とを含む原料を熔融して、ガラスB-1を形成することが好ましい。

【0089】

本発明は、網目形成体である第1の元素の化合物と、第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素の単体、または、含まれる酸素が化学量論比未満である第2の元素の化合物とを含む原料を熔融してガラスB-1を形成し、形成したガラスB-1を熱処理することにより、ガラスの内部に第1の元素の微粒子を分散して析出させる方法としても実施できる。

【0090】

上記第1の元素の化合物は特に限定されないが、第1の元素がSiである場合、例えば、 SiO_2 であればよく、第1の元素がGeである場合、例えば、 GeO_2 であればよい。

【0091】

上記酸素が化学量論比未満である第2の元素の化合物は特に限定されないが、第2の元素がAlである場合、例えば、式 AlO_x ($0 < x < 3/2$)で示されるAlの不定比酸化物であればよい。

【0092】

上記第2の元素の単体は、第2の元素がAlである場合、例えば、Al粒子（金属Al粒子）であればよい。

【0093】

上記熔融する原料は、必要に応じ、アルカリ金属元素の化合物およびアルカリ土類金属元素の化合物から選ばれる少なくとも1種を含んでいてもよく、この場合、原料の熔融粘度を低減できる。

【0094】

上記原料の熔融は、大気中で行ってもよいし、還元雰囲気下で行ってもよい。例えば、ガラスB-1が、第2の元素の含有率（酸化物換算）が比較的少ない組成を有する場合などには、より確実に第1の元素の微粒子を析出させるために、還元雰囲気下で原料を熔融してもよい。還元雰囲気は、例えば、酸素を含まない雰囲気であればよい。

【実施例】

【0095】

以下、実施例により、本発明をより詳細に説明する。本発明は、以下に示す実施例に限定されない。

【0096】

（実施例1）

化学量論比を満たす酸素が存在すると仮定した場合に SiO_2 ：44.4%、 Na_2O ：44.4%、および、 Al_2O_3 ：11.1%の組成（全てモル%）となるように、ガラス

10

20

30

40

50

原料として SiO_2 および Na_2CO_3 と、Al粒子(平均粒径 $45\mu\text{m}$)とを秤量、混合し、ガラス原料バッチを調製した。なお、当該ガラス原料バッチにおける各原料のモル比は、 $\text{SiO}_2:\text{Na}_2\text{CO}_3:\text{Al}$ 粒子 $=40:40:20$ である。ここでAl粒子のモル数は、Al粒子の重量をAlの原子量(27.0)で除した値とした。

【0097】

次に、調製したガラス原料バッチをアルミナ坩堝に投入し、当該坩堝を大気雰囲気下にある炉の内部に収容して 1400 で原料バッチを熔融し、熔融ガラスとした。次に、炉から坩堝を取り出して室温まで冷却し、得られたガラスを切断、研磨して、評価用のガラスサンプル(サンプル1)を得た。

【0098】

得られたサンプル1の状態を光学顕微鏡により観察したところ、ガラスの内部に粒子状の物質は確認されなかった。ガラス原料に加えたAl粒子は熔融時に溶解したと考えられる。

【0099】

次に、上記サンプル1に対し、サンプルの内部に焦点が位置するように、フェムト秒レーザー(パルス幅 150fs 、波長 800nm 、繰り返し周波数 1kHz 、出力 $300\mu\text{J}$)と、当該レーザーとは繰り返し周波数が異なるフェムト秒レーザー(パルス幅 150fs 、波長 800nm 、繰り返し周波数 200kHz 、出力 $3\mu\text{J}$)とを、両レーザーの焦点が互いに重なるように、ほぼ同時に照射した。両レーザーの照射には、開口数(NA)が 0.3 の対物レンズを用いた。

【0100】

次に、レーザーを照射したサンプルを研磨し、上記サンプルにおけるレーザーの焦点近傍の部分を露出させた。露出した焦点近傍の部分を走査型電子顕微鏡(SEM)およびエネルギー分散X線分光(EDS)により観察したところ、図1に示すように、当該部分にSiからなる領域(長軸方向に約 $3\mu\text{m}$ のサイズ)が形成されていた。なお、図1における(a)は当該部分のSEM像であり、(b)は当該部分のSiに着目したEDS像であり、(c)は当該部分の酸素に着目したEDS像である。(b)および(c)のEDS像では、着目した元素が多く含まれる領域ほど、明るく示されている。また、図1における横軸をエネルギー(keV)、縦軸を強度(cps)としたグラフは、(a)に示す、Siからなる領域およびガラスのマトリクスに対するEDSの測定結果である。

【0101】

また、上記Siからなる領域を透過型電子顕微鏡(TEM)および電子スピン共鳴(ESR)により評価したところ、当該領域は結晶性のSiからなることがわかった。

【0102】

(実施例2)

実施例1で形成したガラスサンプル1に対して、サンプルの内部に焦点が位置するように、フェムト秒レーザー(パルス幅 150fs 、波長 800nm 、繰り返し周波数 200kHz 、出力 $3\mu\text{J}$)を照射した。なお、レーザーの照射には、開口数(NA)が 0.3 の対物レンズを用いた。

【0103】

次に、レーザーを照射したサンプルを 550 に設定した電気炉に収容して 60 分間熱処理した後に、室温まで冷却した。なお、サンプル1におけるTgはおよそ 470 であり、Tcはおよそ 690 である。

【0104】

次に、熱処理後のサンプルを研磨し、上記サンプルにおけるレーザーの焦点近傍の部分を露出させた。露出した焦点近傍の部分をSEMおよびEDSにより観察したところ、図2に示すように、当該部分にSiからなる領域(長軸方向に約 $7\mu\text{m}$ のサイズ)が形成されていた。なお、図2における(a)は当該部分のSEM像であり、(b)は(a)のSEM像におけるSiからなる領域部分の拡大図であり、(c)は当該部分のSiに着目したEDS像であり、(d)は当該部分の酸素に着目したEDS像である。なお、Siおよび

10

20

30

40

50

酸素に対するEDS像において、当該部分の右上が暗くなっている、即ち、Siおよび酸素のシグナルが消失しているが、これは、サンプルを研磨した際に当該部分の一部が削り取られたためである。

【0105】

また、上記Siからなる領域をTEMおよびESRにより評価したところ、当該領域は結晶性のSiからなることがわかった。

【0106】

(実施例3)

ガラス原料バッチを、大気雰囲気下ではなく還元雰囲気下(水素を3体積%含む窒素雰囲気下)で熔融した以外は、実施例1と同様にして、評価用のガラスサンプル(サンプル2)を得た。還元雰囲気下におけるガラス原料バッチの熔融は、調製したガラス原料バッチをアルミナ坩堝に投入し、当該坩堝を上記還元雰囲気下にある炉の内部に収容して1400に加熱することにより行った。

10

【0107】

得られたサンプル2の状態を光学顕微鏡により観察したところ、ガラスの内部に粒子状の物質は確認されなかった。ガラス原料に加えたAl粒子は熔融時に溶解したと考えられる。

【0108】

次に、実施例1と同様に、上記サンプル2に対してレーザを照射した後にSEMおよびEDSによる評価を行ったところ、サンプル2の内部におけるレーザの焦点近傍に、実施例1と同様のSiからなる領域が形成されていた。また、上記Siからなる領域をTEMおよびESRにより評価したところ、当該領域は結晶性のSiからなることがわかった。

20

【0109】

(比較例1)

最初に、SiO₂: 44.4%、Na₂O: 44.4%、および、Al₂O₃: 11.1%の組成(全てモル%)となるように、ガラス原料としてSiO₂、Na₂CO₃およびAl₂O₃とを秤量、混合し、ガラス原料バッチを調製した以外は実施例1と同様にして、比較例であるガラスサンプルAを作製した。

【0110】

次に、実施例1と同様に、作製したサンプルAに対してフェムト秒レーザを照射した後に、サンプルAにおけるレーザの焦点近傍の部分をSEMおよびEDSにより観察したが、Siからなる領域は形成されていなかった。

30

【0111】

(比較例2)

SiO₂からなるシリカガラスに対し、実施例1と同様にフェムト秒レーザを照射した後に、当該シリカガラスにおけるレーザの焦点近傍の部分をSEMおよびEDSにより観察したが、Siからなる領域は形成されていなかった。

【0112】

(実施例4)

化学量論比を満たす酸素が存在すると仮定した場合にSiO₂: 41.9%、CaO: 41.9%、および、Al₂O₃: 16.3%の組成(全てモル%)となるように、ガラス原料としてSiO₂およびCaCO₃と、Al粒子(平均粒径45μm)とを秤量、混合し、ガラス原料バッチを調製した。なお、当該ガラス原料バッチにおける各原料のモル比は、SiO₂: CaCO₃: Al粒子 = 36: 36: 28である。ここでAl粒子のモル数は、Al粒子の重量をAlの原子量(27.0)で除した値とした。

40

【0113】

次に、調製したガラス原料バッチをアルミナ坩堝に投入し、当該坩堝を大気雰囲気下にある炉の内部に収容して1500で原料バッチを熔融し、熔融ガラスとした。次に、炉から坩堝を取り出して室温まで冷却し、得られたガラスを切断、研磨して、評価用のガラスサンプル(サンプル3)を得た。

50

【0114】

得られたサンプル3の状態を光学顕微鏡により観察したところ、ガラスの内部に粒子状の物質は確認されなかった。ガラス原料に加えたAl粒子は熔融時に溶解したと考えられる。

【0115】

次に、上記サンプル3を550 に設定した電気炉に収容して60分間熱処理した後に、室温まで冷却した。なお、サンプル3におけるTgはおよそ480 であり、Tcはおよそ690 である。

【0116】

次に、熱処理後のサンプル3に対して紫外線（波長280～400nm）を照射して、当該サンプルの光吸収スペクトルおよび発光スペクトルを評価した。評価結果を図3に示す。

10

【0117】

図3に示すように、熱処理後のサンプル3では、波長にして約300～700nm程度の範囲にブロードな発光スペクトルが確認でき、当該発光スペクトルのピークは、青色に相当する約500nmであった。また、当該サンプルにおける光吸収のピークは約280nmであった。

【0118】

（実施例5）

化学量論比を満たす酸素が存在すると仮定した場合にGeO₂：41.9%、CaO：41.9%、および、Al₂O₃：16.3%の組成（全てモル%）となるように、ガラス原料としてGeO₂およびCaCO₃と、Al粒子（平均粒径45μm）とを秤量、混合し、ガラス原料バッチを調製した。なお、当該ガラス原料バッチにおける各原料のモル比は、GeO₂：CaCO₃：Al粒子＝36：36：28である。ここでAl粒子のモル数は、Al粒子の重量をAlの原子量（27.0）で除した値とした。

20

【0119】

次に、実施例3と同様にして、評価用のガラスサンプル（サンプル4）を得た。

【0120】

得られたサンプル4の状態を光学顕微鏡により観察したところ、ガラスの内部に粒子状の物質は確認されなかった。ガラス原料に加えたAl粒子は熔融時に溶解したと考えられる。

30

【0121】

次に、上記サンプル4を550 に設定した電気炉に収容して60分間熱処理した後に、室温まで冷却した。なお、サンプル4におけるTgはおよそ480 であり、Tcはおよそ690 である。

【0122】

次に、熱処理後のサンプル4に対して紫外線（波長280～400nm）を照射して、当該サンプルの光吸収スペクトルおよび発光スペクトルを評価した。評価結果を図3に示す。

【0123】

図3に示すように、熱処理後のサンプル4では、波長にして約400～800nmの範囲にブロードな発光スペクトルが確認でき、当該発光スペクトルのピークは、赤色に相当する650nmであった。また、当該サンプルにおける光吸収のピークは約370nmであった。

40

【0124】

（実施例6）

ガラス原料バッチを、大気雰囲気下ではなく還元雰囲気下（水素を3体積%含む窒素雰囲気下）で熔融した以外は、実施例4と同様にして、評価用のガラスサンプル（サンプル5）を得た。還元雰囲気下におけるガラス原料バッチの熔融は、調製したガラス原料バッチをアルミナ坩堝に投入し、当該坩堝を上記還元雰囲気下にある炉の内部に収容して15

50

00 に加熱することにより行った。

【0125】

得られたサンプル5の状態を光学顕微鏡により観察したところ、ガラスの内部に粒子状の物質は確認されなかった。ガラス原料に加えたAl粒子は熔融時に溶解したと考えられる。

【0126】

次に、熱処理後のサンプル5に対して紫外線（波長280～400nm）を照射して、当該サンプルの光吸収スペクトルおよび発光スペクトルを評価したところ、実施例4と同様の結果が得られた。

【0127】

（比較例3）

最初に、SiO₂:41.9%、CaO:41.9%、および、Al₂O₃:16.3%の組成（全てモル%）となるように、ガラス原料としてSiO₂、CaCO₃およびAl₂O₃とを秤量、混合し、ガラス原料バッチを調製した。次に、実施例4と同様にして、評価用のガラスサンプル（比較例サンプルB）を得た。

【0128】

次に、上記サンプルBを550 に設定した電気炉に収容して60分間熱処理した後に、室温まで冷却した。

【0129】

次に、熱処理後のサンプルBに対して紫外線（波長280nm）を照射したところ、発光スペクトルは確認できなかった。

【0130】

本発明は、その意図および本質的な特徴から逸脱しない限り、他の実施形態に適用しうる。この明細書に開示されている実施形態は、あらゆる点で説明的なものであってこれに限定されない。本発明の範囲は、上記説明ではなく添付したクレームによって示されており、クレームと均等な意味および範囲にあるすべての変更はそれに含まれる。

【産業上の利用可能性】

【0131】

本発明によれば、Siなどの網目形成体である元素が内部に析出したガラスを形成できる。

【0132】

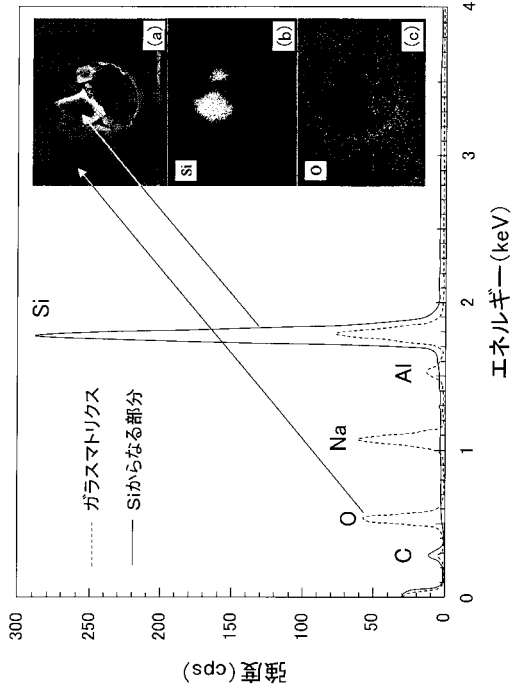
本発明によれば、網目形成体である元素、具体的にはSiやGeなど、の微粒子が内部に分散して析出したガラスを形成できる。

10

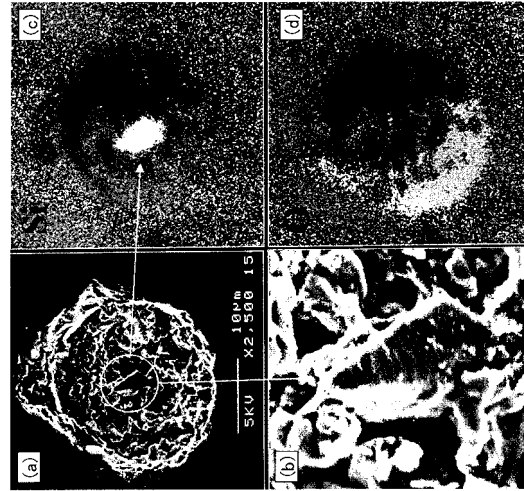
20

30

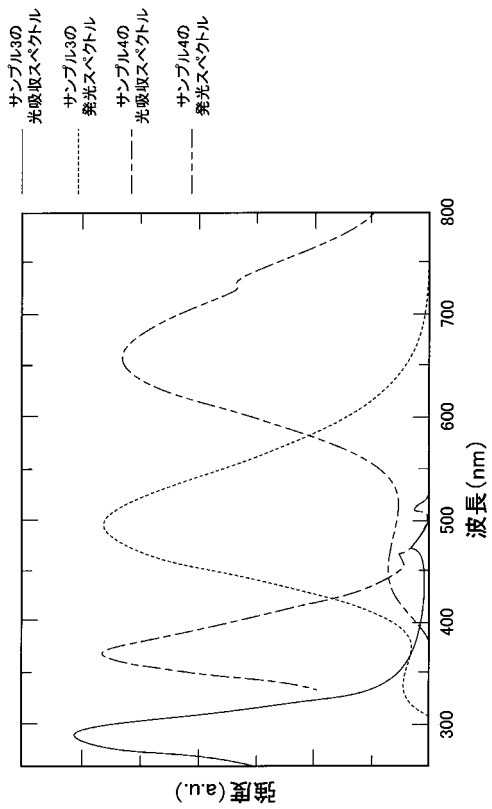
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



【手続補正書】

【提出日】平成19年12月14日(2007.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

網目形成体である第1の元素が内部に析出したガラスの製造方法であって、

前記第1の元素と、前記第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素とを含み、かつ、含まれる酸素が化学量論比未満のガラスに、繰り返し周波数が異なる2種以上のフェムト秒レーザを照射して、前記ガラスの内部に前記第1の元素を析出させる、ガラスの製造方法。

【請求項2】

(削除)

【請求項3】

(削除)

【請求項4】

前記ガラスの内部に焦点が位置するように前記レーザを照射して、前記ガラスにおける前記焦点近傍に前記第1の元素を析出させる請求項1に記載のガラスの製造方法。

【請求項5】

前記第1の元素が、SiおよびGeから選ばれる少なくとも1種である請求項1に記載のガラスの製造方法。

【請求項6】

前記第1の元素が、Siである請求項1に記載のガラスの製造方法。

【請求項7】

前記第2の元素が、Al、TiおよびZnから選ばれる少なくとも1種である請求項1に記載のガラスの製造方法。

【請求項8】

前記第2の元素が、Alである請求項1に記載のガラスの製造方法。

【請求項9】

前記ガラスにおける前記第2の元素の含有率が、酸化物換算で、1モル%以上30モル%以下である請求項1に記載のガラスの製造方法。

【請求項10】

前記ガラスが、アルカリ金属元素およびアルカリ土類金属元素から選ばれる少なくとも1種をさらに含む請求項1に記載のガラスの製造方法。

【請求項11】

前記レーザを照射するガラスを、前記第1の元素の化合物と、前記第2の元素の単体、または、含まれる酸素が化学量論比未満である前記第2の元素の化合物と、を含む原料を熔融して形成する、請求項1に記載のガラスの製造方法。

【請求項12】

前記レーザの照射により前記第1の元素を析出させたガラスを、さらに熱処理する、請求項1に記載のガラスの製造方法。

【請求項13】

前記熱処理の温度が、前記ガラスのガラス転移温度(T_g)以上結晶化温度(T_c)以下である請求項12に記載のガラスの製造方法。

【請求項14】

網目形成体である第1の元素が内部に析出したガラスの製造方法であって、

前記第1の元素の化合物と、前記第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2

の元素の単体、または、含まれる酸素が化学量論比未満である前記第 2 の元素の化合物と、を含む原料を熔融してガラスを形成し、

前記形成したガラスに、繰り返し周波数が異なる 2 種以上のフェムト秒レーザを照射して、前記ガラスの内部に前記第 1 の元素を析出させる、ガラスの製造方法。

【請求項 15】

網目形成体である第 1 の元素と、前記第 1 の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素とを含み、繰り返し周波数が異なる 2 種以上のフェムト秒レーザの照射により前記第 1 の元素が内部に析出したガラス。

【請求項 16】

網目形成体である第 1 の元素と、前記第 1 の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素とを含み、含まれる酸素が化学量論比未満であるガラスを、熱処理することにより、

前記第 1 の元素の微粒子を内部に分散して析出させたガラス。

【請求項 17】

前記第 1 の元素が、S i および G e から選ばれる少なくとも 1 種である請求項 16 に記載のガラス。

【請求項 18】

前記第 2 の元素が、A l、T i および Z n から選ばれる少なくとも 1 種である請求項 16 に記載のガラス。

【請求項 19】

前記第 2 の元素が、A l である請求項 16 に記載のガラス。

【請求項 20】

前記ガラスにおける前記第 2 の元素の含有率が、酸化物換算で、1 モル % 以上 30 モル % 以下である請求項 16 に記載のガラス。

【請求項 21】

前記ガラスが、アルカリ金属元素およびアルカリ土類金属元素から選ばれる少なくとも 1 種をさらに含む請求項 16 に記載のガラス。

【請求項 22】

紫外線の照射により発光する請求項 16 に記載のガラス。

【請求項 23】

前記発光した光のスペクトルにおけるピーク波長が可視光域にある請求項 22 に記載のガラス。

【請求項 24】

網目形成体である第 1 の元素と、前記第 1 の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第 2 の元素とを含み、含まれる酸素が化学量論比未満であるガラスを、熱処理することにより、前記第 1 の元素の微粒子を内部に分散して析出させたガラスであって、

紫外線の照射により、単体である前記第 1 の元素に由来する発光が測定されるガラス。

【請求項 25】

前記第 1 の元素が、S i および G e から選ばれる少なくとも 1 種である請求項 24 に記載のガラス。

【請求項 26】

前記第 2 の元素が、A l、T i および Z n から選ばれる少なくとも 1 種である請求項 24 に記載のガラス。

【請求項 27】

前記第 2 の元素が、A l である請求項 24 に記載のガラス。

【請求項 28】

前記ガラスにおける前記第 2 の元素の含有率が、酸化物換算で、1 モル % 以上 30 モル % 以下である請求項 24 に記載のガラス。

【請求項 29】

前記ガラスが、アルカリ金属元素およびアルカリ土類金属元素から選ばれる少なくとも

1種をさらに含む請求項24に記載のガラス。

【請求項30】

前記発光した光のスペクトルにおけるピーク波長が可視光域にある請求項24に記載のガラス。

【請求項31】

請求項16に記載のガラスを製造する製造方法であって、
網目形成体である第1の元素と、前記第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素とを含み、含まれる酸素が化学量論比未満であり、かつ、前記第1の元素の微粒子を内部に有さないガラスを熱処理することにより、
前記第1の元素の微粒子を前記ガラスの内部に分散して析出させる、ガラスの製造方法。

【請求項32】

前記熱処理の温度が、前記ガラスのガラス転移温度 (T_g) 以上結晶化温度 (T_c) 以下である請求項31に記載のガラスの製造方法。

【請求項33】

前記熱処理するガラスを、前記第1の元素の化合物と、前記第2の元素の単体、または、含まれる酸素が化学量論比よりも少ない前記第2の元素の化合物と、を含む原料を熔融して形成する、請求項31に記載のガラスの製造方法。

【請求項34】

請求項16に記載のガラスを製造する製造方法であって、
網目形成体である第1の元素の化合物と、前記第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素の単体、または、含まれる酸素が化学量論比未満である前記第2の元素の化合物と、を含む原料を熔融して、前記第1の元素の微粒子を内部に有さないガラスを形成し、
前記形成した前記微粒子を内部に有さないガラスを熱処理することにより、前記ガラスの内部に、前記第1の元素の微粒子を分散して析出させる、ガラスの製造方法。

【請求項35】

請求項16に記載のガラスを製造する製造方法であって、
網目形成体である第1の元素と、前記第1の元素よりも標準酸化還元電位が負に大きい第2の元素とを含み、含まれる酸素が化学量論比未満であり、かつ、前記第1の元素の微粒子を内部に有さないガラス全体を昇温して熱処理することにより、
前記第1の元素の微粒子を前記ガラスの内部に分散して析出させる、ガラスの製造方法。

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/JP2007/054904
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER C03C23/00(2006.01)i, B82B3/00(2006.01)i, C03C3/076(2006.01)i, C03C3/078(2006.01)i, C03C3/083(2006.01)i, C03C3/085(2006.01)i, C03C3/087(2006.01)i, C03C3/253(2006.01)i, C03C4/12(2006.01)i, According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) C03C23/00, B82B3/00, C03C3/076, C03C3/078, C03C3/083, C03C3/085, C03C3/087, C03C3/253, C03C4/12, C09K11/00, C09K11/59, C09K11/66 Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2007 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2007 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2007 Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X Y A	JP 2001-235609 A (Central Glass Co., Ltd.), 31 August, 2001 (31.08.01), Claims 1 to 4, 7 to 9; Par. Nos. [0008], [0009], [0014], [0019] & US 6645893 B2 & EP 1127859 A1	1, 2, 4-11, 14, 15 <u>12, 13, 16-34</u> 3
Y A	JP 11-60271 A (Japan Science and Technology Corp.), 02 March, 1999 (02.03.99), Claims 1, 5, 6; Par. No. [0009] (Family: none)	12, 13, 16-34 <u>3</u>
Y A	JP 11-71139 A (Japan Science and Technology Corp.), 16 March, 1999 (16.03.99), Claims 1, 6; Par. No. [0012] (Family: none)	12, 13, 16-34 <u>3</u>
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed		"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family
Date of the actual completion of the international search 31 May, 2007 (31.05.07)		Date of mailing of the international search report 12 June, 2007 (12.06.07)
Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office		Authorized officer
Facsimile No.		Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2007/054904

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 2004-107612 A (Dainippon Printing Co., Ltd.), 08 April, 2004 (08.04.04), Par. Nos. [0005], [0006] & WO 03/074630 A1 & US 2005/0014283 A1	22-30
Y	JP 2004-352542 A (National Institute of Advanced Industrial Science and Technology), 16 December, 2004 (16.12.04), Par. No. [0003] (Family: none)	22-30

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2007/054904

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.:
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:

2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:

3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

Japanese Patent Laid-Open No. 2001-235609 describes an invention identical to the inventions of claims 1, 2, 4 to 10 and 15 (claims 1 to 4, 7, 8 and 9 and paragraphs [0008], [0009], [0014] and [0019]). Accordingly, the inventions of claims 1 and 2 are neither novel nor involve an inventive step. Thus, "applying two or more types of laser beams different from each other in repetition frequency to the glass" as described in claim 3 is a "special technical feature".

Accordingly, the inventions of claims 11 and 14, claims 12, 13, 16 to 23 and 31 to 34 and claims 24 to 30 do not have any "special technical feature".
(continued to extra sheet)

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying an additional fee, this Authority did not invite payment of any additional fee.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:

4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

Remark on Protest
the

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, payment of a protest fee..
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2007/054904

Continuation of Box No. III of continuation of first sheet (2)

Thus, in the claims of this present application, there are four inventions, that is, an invention of claims 1 to 10 and 15, and an invention of claims 11 and 14, an invention of claims 12, 13, 16 to 23 and 31 to 34, and an invention of claims 24 to 30. Accordingly, this application does not satisfy the requirement of unity of invention.

国際調査報告		国際出願番号 PCT/J P 2 0 0 7 / 0 5 4 9 0 4									
A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. C03C23/00(2006.01)i, B82B3/00(2006.01)i, C03C3/076(2006.01)i, C03C3/078(2006.01)i, C03C3/083(2006.01)i, C03C3/085(2006.01)i, C03C3/087(2006.01)i, C03C3/253(2006.01)i, C03C4/12(2006.01)i, C09K11/00(2006.01)i, C09K11/59(2006.01)i, C09K11/66(2006.01)i											
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. C03C23/00, B82B3/00, C03C3/076, C03C3/078, C03C3/083, C03C3/085, C03C3/087, C03C3/253, C03C4/12, C09K11/00, C09K11/59, C09K11/66											
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの <table border="0"> <tr> <td>日本国実用新案公報</td> <td>1922-1996年</td> </tr> <tr> <td>日本国公開実用新案公報</td> <td>1971-2007年</td> </tr> <tr> <td>日本国実用新案登録公報</td> <td>1996-2007年</td> </tr> <tr> <td>日本国登録実用新案公報</td> <td>1994-2007年</td> </tr> </table>				日本国実用新案公報	1922-1996年	日本国公開実用新案公報	1971-2007年	日本国実用新案登録公報	1996-2007年	日本国登録実用新案公報	1994-2007年
日本国実用新案公報	1922-1996年										
日本国公開実用新案公報	1971-2007年										
日本国実用新案登録公報	1996-2007年										
日本国登録実用新案公報	1994-2007年										
国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)											
C. 関連すると認められる文献											
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号									
X <u>Y</u> A	JP 2001-235609 A (セントラル硝子株式会社) 2001.08.31, 請求項 1-4, 7-9, 段落【0008】, 【0009】, 【0014】, 【0019】 & US 6645893 B2 & EP 1127859 A1	1, 2, 4-11, 14, 15 <u>12, 13, 16-34</u> 3									
Y <u>A</u>	JP 11-60271 A (科学技術振興事業団) 1999.03.02, 請求項 1, 5, 6, 段落【0009】 (ファミリーなし)	12, 13, 16-34 <u>3</u>									
☞ C欄の続きにも文献が列挙されている。		☐ パテントファミリーに関する別紙を参照。									
* 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願		の日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリー文献									
国際調査を完了した日 31.05.2007		国際調査報告の発送日 12.06.2007									
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 時田 稔 電話番号 03-3581-1101 内線 3465	4 T 3386								

国際調査報告

国際出願番号 PCT/J P 2 0 0 7 / 0 5 4 9 0 4

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
Y A	JP 11-71139 A (科学技術振興事業団) 1999.03.16, 請求項 1, 6, 段落【0012】(ファミリーなし)	12, 13, 16-34 3
Y	JP 2004-107612 A (大日本印刷株式会社) 2004.04.08, 段落【0005】, 【0006】 & WO 03/074630 A1 & US 2005/0014283 A1	22-30
Y	JP 2004-352542 A (独立行政法人産業技術総合研究所) 2004.12.16, 段落【0003】(ファミリーなし)	22-30

国際調査報告

国際出願番号 PCT/J P 2007/054904

第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見 (第1ページの2の続き)

法第8条第3項 (PCT17条(2)(a))の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求の範囲 _____ は、この国際調査機関が調査することを要しない対象に係るものである。つまり、
2. 請求の範囲 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、
3. 請求の範囲 _____ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見 (第1ページの3の続き)

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるときの国際調査機関は認めた。

特開2001-235609号公報には、請求の範囲1, 2, 4-10, 15に係る発明と同一の発明が記載されており(請求項1-4, 7, 8, 9, 段落【0008】、【0009】、【0014】、【0019】)、請求の範囲1, 2に係る発明は新規性、進歩性がないから、請求の範囲3に記載の「繰り返し周波数が異なる2種以上のレーザを前記ガラスに照射する」が「特別な技術的特徴」と認められる。

してみると、請求の範囲11, 14、請求の範囲12, 13, 16-23, 31-34、請求の範囲24-30に係る発明は、上記「特別な技術的特徴」を有しない。

よって、本願の請求の範囲には、請求の範囲1-10, 15に係る発明、請求の範囲11, 14に係る発明、請求の範囲12, 13, 16-23, 31-34に係る発明、請求の範囲24-30に係る発明の4つの発明が記載されており、発明の単一性の要件を満たしていない。

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求の範囲について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求の範囲について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求の範囲のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求の範囲について作成した。

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付を伴う異議申立てがなかった。

様式PCT/ISA/210 (第1ページの続葉(2)) (2005年4月)

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2007/054904

Continuation of A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
(International Patent Classification (IPC))*C09K11/00(2006.01)i, C09K11/59(2006.01)i, C09K11/66(2006.01)i*

(According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC)

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MT, NL, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW

(72)発明者 平尾 一之

京都府京都市西京区京都大学桂国立大学法人京都大学大学院工学研究科内

Fターム(参考) 4G059 AA01 AC30

(注)この公表は、国際事務局(WIPO)により国際公開された公報を基に作成したものである。なおこの公表に係る日本語特許出願(日本語実用新案登録出願)の国際公開の効果は、特許法第184条の10第1項(実用新案法第48条の13第2項)により生ずるものであり、本掲載とは関係ありません。